最新2022 年 10 月 28 日改訂 2020 年 5 月 27 日発行 横浜市文化観光局文化振興課

横浜市文化施設における

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和4月10月28日改訂版)

※適用期間令和4(2022)年11月1日から当面の間

目 次

1	本市文化施設感染症対策の基本的方針・・・・・・・・・・・p2
2	本ガイドラインの対象施設・・・・・・・・・・・・・p3
3	施設ごとのリスクの確認・・・・・・・・・・・・p3
4	本ガイドラインの対象期間・・・・・・・・・・・・・p4
5	参考・・・・・・・・・・・・p4
6	施設対策項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p8

1 本市文化施設感染症対策の基本的方針

- (1) 本ガイドラインは「令和4年11月1日から当面の間」の対応を示したものです。
- (2)各施設においては、感染症対策として、以下の「施設制限」及び8ページから9ページの 「施設対策項目」に沿って対応します。
- (3) 各施設主催事業については、ガイドラインに沿って対策を実施してください。
- (4) イベント※実施の際は、神奈川県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェック リストをイベント主催者が作成・HP等で公表すること。なお、作成したチェックリストは イベント終了日より1年間保管すること。

クラスター発生、基本的感染防止対策の不徹底等問題が発生した場合は、神奈川県から結 果報告資料の提出が求められます。

【チェックリストのフォーマット等(神奈川県 HP)】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/callcenter.html

- ※「イベント」とは、事前予約制・チケット販売・時間指定(○時~△時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等)の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等(演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等)を指します。
 - (例) 出席者が特定されていて、集客しない会議、協議会等はイベントではありません。

施設ごとに本ガイドラインより厳しい制限をかけることは可能です。ただし、その場合は、 利用者の皆様に、その理由などをご理解いただくよう、施設から丁寧なご説明をお願いします。 【施設対策内容】

既存予約については、次の制限内容での利用を検討していただき、やむを得ない場合は、 予約時の計画通り実施可能とします。

分類	具体的室名	主な制限内容
共通	全室	イベントについては、大声あり※のものは
		定員の 50%以内とする。
		異なるグループ間では座席を1席空け、同
		ーグループ (5人以内に限る) 内では座席
		間隔を設けなくともよい。
		大声なし※のものは定員の 100%以内での
		実施が可能。
		※大声の定義を「来場者がステージ上を除く客席又
		は各室において、通常よりも大きな声量で、反復・
		継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推
		奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは
		「大声あり」に該当する。それ以外のイベントは「大
		声なし」とする。

2 本ガイドラインの対象施設

- (1) 区民文化センター
 - a 鶴見区民文化センター (サルビアホール)
 - b 神奈川区民文化センター (かなっくホール)
 - c 港南区民文化センター(ひまわりの郷)
 - d 旭区民文化センター (サンハート)
 - e 磯子区民文化センター(杉田劇場)
 - f 緑区民文化センター (みどりアートパーク)
 - g 青葉区民文化センター (フィリアホール)
 - h 戸塚区民文化センター(さくらプラザ)
 - i 栄区民文化センター(リリス)
 - j 泉区民文化センター (テアトルフォンテ)
 - k 瀬谷区民文化センター(あじさいプラザ)
- (2) 横浜美術館(代替会場含む)
- (3) 横浜みなとみらいホール (代替会場含む)
- (4) 横浜能楽堂
- (5) 横浜にぎわい座
- (6) 横浜赤レンガ倉庫1号館
- (7) 横浜市民ギャラリー
- (8) 横浜市民ギャラリーあざみ野
- (9) 横浜市民文化会館 関内ホール
- (10) 吉野町市民プラザ
- (11) 岩間市民プラザ
- (12) 大倉山記念館
- (13) 長浜ホール
- (14) 久良岐能舞台
- (15) 陶芸センター
- (16) 大佛次郎記念館
- (17) STスポット

3 施設ごとのリスクの確認

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である(1)接触感染及び(2)飛沫感染のそれぞれについて、スタッフ、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスクの所在を確認してください。また、集客が見込まれる催しについては、(3)集客施設としてのリスクの所在を確認してください。

(1)接触感染のリスクの確認

他者と共有する物品やドアノブ等の手が触れる場所と頻度を確認します。高頻度接触部位(ドアノブ、タッチパネル、エレベーターのボタン、電気のスイッチ等)には特に注意が必要です。

(2) 飛沫感染のリスクの確認

換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを 出す場がどこにあるか等を確認します。

(3) 集客施設としてのリスクの確認

どの程度の人数の移動が見込まれるのか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の 距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場者実績等に鑑み、リ スクの所在を確認します。

4 本ガイドラインの対象期間

本ガイドラインの取り扱い対象期間は、<u>令和4(2022)年11月1日から当面の間とします</u>。 なお、感染拡大状況によって国、県等の方針が変更になった場合には、本ガイドラインも 改訂いたします。

5 参考(次頁)

(1)「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」

(事務連絡令和4年9月8日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長) ※抜粋添付

- (2) これまで本ガイドラインで参考としていた業種別ガイドラインは以下のものです。
 - ・劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
 - ・クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
 - ・合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン
 - ・博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
 - ・図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
 - ・小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン なお、最新の業種別ガイドラインはこちらから確認できます。

https://corona.go.jp/guideline/

の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別

注意や退場の徹底

イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
 ①飛沫感染対策 □ 適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用の周知・徹底 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 □ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保 * 大声を伴わない場合は、人と人とが触れ合わない間隔。その際、主催者や出演者等から参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保(座席間は1席(座席がない場合は最低1m)空ける) * 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 	 ○ マスクを着用しない者や大声を出す者(大声なしの場合)に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施 ・ (大声なしの場合)主催者や出演者等から参加者等に対する「大声を出さないこと」の適切な周知 ・ マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客(大声なしの場合)の退場措置の事前準備・周知(チケット購入時の約款に明記等) ・ 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整 ・ 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 ○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携(駅付近の混雑度データを踏まえた増便等)による誘導の混雑度データを踏まえた増便等)による誘導を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導
「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、 □ 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、 それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保	 → チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底 ・ イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底 ・ 座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売 ○ 主催者及び出演者等からのアナウンスや警備員の
□ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の	配置等による、大声なしエリアにおける応援自粛 の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別

実施

イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(1)感染経路に応じた感染対策	
②エアロゾル感染対策 □ 機械換気による常時換気又は窓開け換気 * 必要な換気量(一人当たり換気量30m³/時を目安)を確保するため、 二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安(二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的) * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% * 屋外開催は除く □ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】 □ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	 ○ 各施設の設備に応じた換気 ・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
③接触感染策 □ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)の消毒の実施 □ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
(2) その他の感染対策	
 ④飲食時の感染対策 □ 上記(1)感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策(食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等)の徹底の周知 	○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策(身体的距離の確保、マスクを外して会話を行う者への個別注意等)

イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(2) その他の感染防止策	
⑤イベント前の感染対策■ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	○ 体制構築の上、検温・検査の実施○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備
⑥感染拡大対策□ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起	○ 感染者が発生した旨の参加者への迅速な周知 ○ COCOAや各地域の通知サービス(BluetoothやQR コードを用いたもの等)等による来場者情報の把 握・管理手法の確立(アプリ等の確実なダウン ロードや来場者情報を把握するための具体的な措 置の検討) ○ チケット購入時の参加者の連絡先把握
2. 出演者やスタッフの感染対策	
 ⑦出演者やスタッフの感染対策 □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記(1)感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 □ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施 	 ○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施・健康アプリの活用等による健康管理・出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施・発熱等の症状がある者は出演・練習を控える・練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策(舞台上等でのマスク着用の有無などに応じた適切な距離の確保、換気、飲食を伴う際の適切な感染対策等)の実施 ○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

〈施設対策項目〉

(対象) 凡例

来場者:公演や企画展などの鑑賞や講座等への参加のため、施設に来訪する方

施設利用者:施設を借りて利用する方

施設管理者:指定管理者

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
A00	共通	来場者 施設管理者 施設利用者	政府の示す「新しい生活様式」に沿った行動を心掛ける。	•
A01	共通	来場者	施設入館時に手指消毒又は洗面所で石けんによる手洗いをお願いする。	0
A02	共通	施設管理者 施設利用者	貸館の公演主催者に対し、各貸出施設の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請する。	0
A03	共通	来場者	来場者にはマスク着用をお願いする。 健康上の理由によりマスクを着用できない方を配慮する。	0
A04	共通	施設管理者	施設側スタッフはマスク着用を必須とする。	0
A05	共通	来場者	削除	
A06	共通	施設管理者	来場者が列をつくる場所(受付や出入り口、トイレ等)の床には十分な間隔(最低1m)おきに待 機線(マーキング)を貼る。	
A07	共通	施設管理者	窓口受付やチケット・物品販売等来場者と対面する場所へのアクリル板や透明ビニールカーテンなどの遮蔽物を設置する。	0
A08	共通	施設管理者	現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済の導入を検討するとともに、チケットレス化を検討。できない場合は現金をトレーに載せて対応するなどの工夫をする。	•
A09	共通	来場者	来館前の検温実施の要請のほか、発熱 (37.5°Cを目安として) 又は風邪の症状がある場合の来館自 粛を求める旨を、ホームページ等で周知するとともに、施設の入口に掲示する。	0
A10	共通	施設管理者	出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。	0
A11	共通	施設管理者	ユニフォーム等をこまめに洗濯する。	0
A12	共通	施設管理者	・ビル管理法における特定建築物に該当する施設については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ・特定建築物に該当しない施設においても、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量(一人あたり毎時30㎡)が確保できていることを確認すること。 【自然換気による場合】 ・換気回数(部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数)を毎時2回以上(30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。)とする。 ・ 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。	©
A13	共通	施設管理者	手が触れる場所をこまめに消毒する(ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン等)。手を触れないで済む工夫が可能であれば検討する。	0
A14	共通	施設管理者	コインロッカー、傘立て等、来館者が利用する設備類は、こまめに消毒する。	0
A15	共通	施設管理者	貸出備品類(楽器を除く)は適宜消毒する。楽器を貸し出す際には、使用前後の手洗をお願いする。	0
A16	共通	施設利用者	備品を利用する際には前後に石けんによる手洗い又は手指消毒を行うこと。機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。	0
A17	共通	施設管理者	長時間滞留の防止策として、ロビー等では隣同士で座れないような対策をとる。	0
A18	共通	施設管理者 施設利用者	感染対策への協力の呼び掛け(体調不良時の来館とりやめ、マスク着用、ハンカチ持参、施設利用 前後の会食の自粛等)や、入場制限、利用定員、などの案内等についての広報(WEBサイト、ち らし掲出等)を行う。	0
A19	共通	施設利用者	チラシ・パンフレット・アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合に は係員の手指消毒(若しくは手袋着用)を徹底する。プレゼント差し入れは控えるようにお願いす る。	0
A20	共通	施設管理者	トイレの蓋がある場所では蓋を閉めて水を流すよう、お願いの掲示をする。	0

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
A21	共通	施設管理者	ショップ、カフェ、図書コーナー等については、各業種別ガイドラインを参照して営業する。 ※近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン(オール日本スーパーマーケット協会他) 外食業の事業継続のためのガイドライン(日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会) 図書館における新型コロナウイルス拡大予防ガイドライン(日本図書館協会)	©
A22	共通	施設管理者	施設利用者、来場者向けにマスク販売は可とする。	•
		施設利用者	NulfA	
A23	共通	施設管理者	削除	i
A24	共通	来場者	大声での会話は極力回避していただく。	•
A25	共通	施設管理者	削除	
A26	共通	施設管理者	スタッフ控室、更衣室等でも3密や対面での会話を避ける工夫をとる。	0
A 2.7	# 'A	施設利用者	フォルトルハ注絵笠 ツ亜に広じて熱中広社笠を仁こ	
	共通	施設利用者施設利用者	こまめな水分補給等、必要に応じて熱中症対策を行う。 ごみは利用者が持ち帰る。	0
AZO	大坦	旭設刊用有	飲食は自粛する。	9
A29	共通	施設利用者	やむを得ない場合は、感染リスクが高いため、次の事項を厳守とする。 〇対面禁止・食事中の会話禁止・十分な間隔の確保・施設の指定した場所 なお、熱中症対策のための水分補給は可能とする。	©
V 2 U	井7宮	佐売答用主	3 密にならず、換気が適切に行われている場所を飲食ができる場所として指定する。	
MJU	共通	施設管理者	また、飲食は感染リスクが高いことを利用者に伝え、共通認識とする。	0
A31	共通	施設管理者	所属長等は、執務前までに施設職員の健康状態を確認すること。施設職員は、発熱やかぜ等の症状がある場合は所属長等に速やかに報告する。 施設職員から体調不良の報告を受けた所属長等は、当該職員を帰宅させる等の対応を直ちに検討する。	©
A32	共通	施設管理者	施設において、施設職員や利用者の感染(疑い含む)を把握した場合には、報告様式に基づき、文化振興課あてに、速やかに報告する。	0
A33 -1	共通	施設管理者施設利用者	A33-1 イベントについては、大声あり※のものは定員の50%以内とする。 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ (5人以内に限る) 内では座席間隔を設けなくともよい。 大声なし※のものは定員の100%以内での実施が可能。 ※大声の定義を「来場者がステージ上を除く客席又は各室において、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当する。それ以外のイベントは「大声なし」とする。 1/20までに予約した利用については、上記のことについてご理解いただき、やむを得ない場合は、予約時の計画通り実施可能です。	©
A33 -2	共通	施設管理者施設利用者	A33-2 イベント※実施の際は、神奈川県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者が作成・HP等で公表する。なお、作成したチェックリストはイベント終了日より 1 年間保管すること。 クラスター発生、基本的感染防止対策の不徹底等問題が発生した場合は、神奈川県から結果報告資料の提出が求められます。 【チェックリストのフォーマット等(神奈川県HP)】 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/callcenter.html ※「イベント」とは、事前予約制・チケット販売・時間指定(〇時~△時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等)の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等(演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等)を指します。	©
A34	共通	施設管理者施設利用者	催しについてチケットの販売数の考え方をできるだけ周知する。 また、入場時の検温の結果によっては入場をお断りすること、その際の払戻の規定等について周知 を行う。	•
A35	共通	施設管理者	イベントについては、来場者全員の入室前の検温を実施すること。	0
A36	共通	施設利用者施設利用者	合唱を行う際は、使用する部屋や練習・本番等の利用実態にかかわらず、歌い手同士の距離については、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」(一般社団法人全日本合唱連盟策定)を遵守する。 連続した練習時間は30分以内かつ、5分以上の換気を行う。	©
A37	共通	施設管理者 施設利用者	連続した練音時間は30万以内がラ、3万以上の換えで行う。 施設内外に混雑が生じることがないように人数管理、人数制限、誘導等の「入場整理」を徹底する。	0
A37	共通	施設管理者 施設利用者	施設内外に混雑が生じることがないように人数管理、人数制限、誘導等の「入場整理」を徹底する。	0